

母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務委託 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務委託に係る受託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

本実施要領と、県が公表したその他資料等との間に異なる点がある場合には、本実施要領に記載している内容を優先する。

1 業務の概要

- （１）業 務 名： 母子父子寡婦福祉資金貸付システム更新業務
- （２）業 務 内 容：【資料 2】業務委託仕様書のとおり
- （３）委 託 期 間： 契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- （４）委託額の上限： 29,356,800 円（消費税及び地方消費税を含む）

※見積価格（消費税及び地方消費税を含む。）が上限額を超過した場合は、失格とし、審査の対象外とする。

※本業務委託が実施されない場合、企画提案者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

2 参加資格に関する事項

本業務委託に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件の全てを満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２）企画提案競技参加資格確認申請書の提出日から委託候補者を選定するまでの間において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- （３）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立て若しくは会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている又は上記いずれかの申立てがされている者（同手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （４）宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- （５）秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者。
- （６）国税及び県税を滞納していないこと。

3 実施スケジュール

(1)	企画提案の公募開始	令和8年7月24日(金)
(2)	質問票の受付期限	令和8年7月31日(金)午後5時
(3)	上記質問に対する質問の回答の提示(最終)	令和8年8月5日(水)午後5時
(4)	企画提案競技参加資格確認申請書の提出期限	令和8年8月7日(金)午後5時
(5)	上記申請の確認結果通知(最終)	令和8年8月11日(火)午後5時
(6)	企画提案競技への参加資格が認められない理由の請求期限	令和8年8月17日(月)午後5時
(7)	企画提案書等の提出期限	令和8年8月24日(月)午後5時
(8)	企画提案書のプレゼンテーション審査	令和8年8月31日(月)(予定)
(9)	審査結果の通知	令和8年9月1日(火)から 令和8年9月3日(木)までの間
(10)	契約締結	令和8年9月中

4 手続に関する事項

(1) 事務局

秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課 家庭福祉チーム

住 所：〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電 話：018-860-1344

FAX：018-860-3844

メール：chifuku@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技の書類の交付

実施要領等は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「分野別一覧＞県政情報＞電子手続き・入札・補助金等＞電子入札・入札・コンペ＞コンペ情報」に掲載する。

※ 紙での交付は行わないが、応募に必要な書類のデータは上記ウェブサイトからダウンロードできるため活用すること。なお、企画提案競技説明会は実施しない。

【資料１】：企画提案競技実施要領

【資料２】：業務委託仕様書

【資料３】：企画提案書記載要領

【資料４】：企画提案競技審査要領

〈様式１〉：実施要領等に関する質問票

〈様式２〉：企画提案競技参加資格確認申請書

〈様式３〉：事業者概要整理票

〈様式４〉：企画提案競技参加資格確認申請書提出票

〈様式５〉：企画提案競技参加辞退届

〈様式６〉：企画提案書等提出票

〈様式７〉：企画提案書

〈様式８〉：「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する加点措置評価資料提出票

（３）実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、〈様式１〉実施要領等に関する質問票により受け付ける。

① 受付期限

令和８年７月３１日（金）午後５時

② 受付場所

（１）に記載する事務局

③ 提出方法

電子メール

④ 回答方法

（２）と同様に「美の国あきたネット」の「コンペ情報」に掲載する。

ただし、提案者の独自企画に関わるもの等については、当該質問をした提案者のみに回答する。

⑤ 掲載期間

随時掲載（最終掲載：令和８年８月５日（水）午後５時）

（４）企画提案競技の参加資格確認申請等

企画提案競技への参加を希望する者は、次の書類を提出し参加資格の確認を受けなければならない。確認の結果、企画提案競技参加資格に適合するとされた者（以下「参加資格適合者」という。）に限り、企画提案競技に参加することができる。

① 提出書類

- ・〈様式２〉企画提案競技参加資格確認申請書
- ・〈様式３〉事業者概要整理票
- ・〈様式４〉企画提案競技参加資格確認申請書提出票

② 提出期限

令和8年8月7日（金）午後5時

③ 提出場所

（１）に記載する事務局

④ 提出方法

持参又は郵送

- ・持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。
- ・郵送の場合は、書留にて提出期限内必着とする。

⑤ 参加資格の確認の通知

令和8年8月11日（火）午後5時までに、〈様式3〉事業者概要整理票の「本申請の窓口となる担当者」宛てに、電子メールにより結果を通知する。

⑥ 注意事項

企画提案競技参加資格確認申請書に虚偽の記載が判明したときは、参加資格を取り消す。

（５）企画提案競技参加資格の喪失及び辞退

参加資格適合者が参加資格要件を欠くことになったときは、その資格を失うものとする。

また、都合により企画提案競技への参加を辞退するときは、速やかに〈様式5〉企画提案競技参加辞退届を（１）に記載する事務局に提出しなければならない。

（６）企画提案競技参加資格が認められなかった者に対する説明

企画提案競技参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、次により県に対し書面（任意様式）でその理由の説明を求めることができる。

県は、書面を受理した日から3日以内に、説明を求めた者に対し、電子メールによりその理由を説明するものとする。

① 請求に係る書面の提出期限：令和8年8月17日（月）午後5時

② 提出場所：（１）に記載する事務局

③ 提出方法：持参又は郵送

（７）企画提案書等の提出

参加資格適合者は、本実施要領、【資料2】業務委託仕様書、【資料3】企画提案書記載要領及び【資料4】企画提案競技審査要領等、関係書類を熟読したうえで、企画提案書等を作成し提出すること。

なお、提出できる企画提案は、参加資格適合者1者につき1案までとする。

① 提出書類及び部数

ア〈様式6〉企画提案書等提出票 1部

イ〈様式7〉企画提案書 正本1部、副本3部

ウ 経費見積書（任意様式） 正本1部、副本3部

エ〈様式8〉「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する加点措置評価資料提出票1部（添付書類を含む。詳細は様式内のチェックリストを参照すること。）

② 提出期限

令和8年8月24日（月）午後5時

③ 提出場所

（1）に記載する事務局

④ 提出方法

持参又は郵送

- ・ 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までに提出すること。
- ・ 郵送の場合は、書留にて提出期限内必着とする。

⑤ 提出にかかる留意事項

ア 企画提案書

【資料2】業務委託仕様書及び【資料3】企画提案書記載要領の内容を踏まえ作成すること。

イ 経費見積書（任意様式）

- ・ 企画提案の内容を実施するための費用を、内訳ごとに明示すること。
- ・ 所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入し、秋田県知事宛てで作成すること。

ウ 提出書類は、A4判を使用し、片面印刷とする。

エ 提出期限までに提出の無い場合は企画提案競技を辞退したものとみなす。

オ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができない。

（8）企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ① 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ③ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

6 企画提案競技の審査と受託候補者の選定方法

企画提案の審査は、【資料4】企画提案競技審査要領に基づき行う。

（1）審査方法

提出された企画提案書及び経費見積書の内容並びにプレゼンテーションの実施結果に基づき、審査会において企画提案競技に参加する参加資格適合者（以下「企画提案者」という。）の審査を行う。

(2) 企画提案書のプレゼンテーション審査

① 実施日

令和8年8月31日（月）（予定）※開催時間については、別途企画提案者に通知する。

② 実施会場

別途定める。

③ 実施方法

- ・ 出席者は1応募者について3名以内とする。
- ・ 1応募者あたり持ち時間は40分以内（説明25分以内、質疑応答15分以内）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。
- ・ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。
- ・ プロジェクター等の使用を希望する場合は、企画提案書を提出する際に申し出ること。
なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行うものが用意すること。

(3) 受託候補者の選定方法

① 企画提案競技審査要領により、最高得点を得た者を受託候補者として選定する。

なお、企画提案者が1者のときは、同要領に定める基準点に達していれば受託候補者として選定する。

② 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、令和8年9月1日（火）から9月3日（木）までの間に、企画提案者に電子メールにより通知するほか、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「分野別一覧＞県政情報＞電子手続き・入札・補助金等＞電子入札・入札・コンペ＞コンペ情報」に掲載する。

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約の相手方及び委託契約金額

上記6により選定された受託候補者と、上記1に定める委託額の上限の範囲内で契約条件を協議のうえ本業務委託契約を締結する。

ただし、上記6により選定された受託候補者が、正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消し、審査において次点となった者と契約内容についての協議等を行ったうえで、契約を締結するものとする。

(3) 企画提案書等の取扱い

企画提案書等に記載された事項は、業務委託仕様書と合わせ、契約時の仕様の一部として取り扱うものとする。ただし、本業務委託の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において内容を追加、変更又は削除し、業務委託内容を確定する。

(4) 契約保証金

- ① 受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第177条の規定により県に対して本業務委託契約額の10分の1に相当する額を契約保証金として納付し、又は、それに代わる担保を提出しなければならない。ただし、財務規則第178条第1項第3号の規定により、本業務委託の受託者が過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金を免除する。
- ② 受託者が支払った契約保証金は、財務規則第179条の規定により還付する。

8 公正な企画提案競技の確保

- (1) 企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案者は、企画提案にあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案者は、本業務委託契約の締結前に、他の参加者に対して企画提案書等を開示してはならない。
- (4) 企画提案者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

9 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の取扱い
 - ① 企画提案者が県に提出した企画提案書等の提出書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する。
 - ② 提出書類は返却しない。

- (3) 企画提案書等の提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案者が負うものとする。
- (4) 企画提案競技に係る費用は、企画提案者（参加を希望した者を含む）の負担とする。